

厚労省によるRCF規制の経緯・予定

平成23年度	有害物ばく露作業報告
	1~3月 書面調査（前年度の使用量・用途等）
平成24年度	初期リスク評価
(2012年4月~翌年3月)	~7月 一次調査（書面調査）
	~10月 二次調査（ばく露濃度測定）
	~1月 調査結果に基づき詳細リスク評価へ移行
	高リスク6作業を指定（最大で1.8f/mlという測定結果）
	「秤量」「投入」「研磨」「切断」「梱包」「巻取」
平成25年度	詳細リスク評価
(2013年4月~翌年3月)	追加調査により評価値0.2f/mlを大きく越える作業がみられ、作業工程に共通した要因であるため規制化の検討が必要と判断された。
	平
平成26年度	法制化に向けた検討
(2014年4月~翌年3月)	7月 「化学物質のリスク評価検討会報告書」 労働者の健康障害防止措置に係る検討会の開催（計7回） （RCF工業会、日本工業炉協会、日本鉄鋼連盟の3団体より意見収集）
	2月 「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会 報告書」
平成27年度	法制化（パブコメ）
(2015年4月~翌年3月)	公表 回答
	6/18 8/12 <u>「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」に係るパブコメ募集①</u>
	6/25 9/17 <u>「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」に係るパブコメ募集②</u>
	8/11 9/30 「特化物障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」に係るパブコメ募集③

厚労省によるRCF規制の経緯・予定

平成27年度

法制化（関係法令、関係通達

(2015年4月~翌年3月)

関係法令 8/12

改正政令と新旧条文対照表

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(平成27年8月12日政令第294号)

9/17

改正省令(附則を含む)と新旧条文対照表

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(平成27年9月17日厚生労働省令第141号)

9/30

改正告示と新旧対照条文

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示(平成27年9月30日厚生労働省告示第404号)

関係通達 9/30

改正政省令の施行通達

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について(平成27年9月30日付け基発0930第9号)

10/5

告示(作業環境測定基準、作業環境評価基準等)の適用通達

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示の適用等について(平成27年10月5日付け基発1005第3号)

パンフレット等

準備中

特定化学物質障害予防規則等の改正(リフラクトリーセラミックファイバーの追加)に係るパンフレット

準備中

作業環境測定に関するパンフレット

今後のRCF規制導入のスケジュール

措置事項	平成27年		平成28年				平成29年				備考
		11	2	5	8	11	2	5	8	11	
1 容器・包装への表示(ラベル)											
2 文書による通知											
3 計画の届出											
4 発散抑制装置											
5 作業主任者											
6 作業環境測定											屋内作業所
7 健康診断											過去にRCF取扱い業務に従事した者で、現在も従業員である者
											RCF取扱い業務に常時従事する労働者
8 特別管理物質としての措置											作業場に取り扱い上の注意事項等の掲示
											作業記録の保存
9 RCFを扱う場合の措置											呼吸用保護具の着用
											床等の構造

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号） 8/12

(1) 施行令の一部改正

RCF製品：

- ア. 「名称を表示すべき危険物及び有害物」へ追加
- イ. 「特定化学物質の第2類物質」へ追加
→作業主任者の選任、作業環境測定の実施、及び特殊健康診断の実施
- ウ. 「配置転換後の健康診断を行うべき有害な業務」へ追加
過去にRCF取扱い業務に従事した者で、現在も従業員である者は特殊健康診断の対象である
- エ. 「作業主任者を選任すべき作業」、「作業環境測定を行うべき作業場」及び「健康診断を行うべき有害業務」への追加

(2) 施行期日:平成27年11月 1日

(3) 経過措置:

- ア. 作業主任者の選任に関する経過措置：平成29年10月31日までの間（施行後2年間）
- イ. 表示対象物に関する経過措置：平成28年4月30日までの間（施行後半年間）
- ウ. 作業環境測定に関する経過措置：平成28年10月31日までの間（施行後1年間）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号）9/17

(1) 安衛則の一部改正

RCF製品：

- イ. 「表示対象物質」への追加
→RCFの裾切値を1%と規定
- ウ. 「通知対象物質」の範囲の変更
→RCFの裾切値を0.1%と規定
- エ. 「計画の届出をすべき機械等」への追加

(2) 施特化則の一部改正

RCF製品：

- イ. 「管理第2類物質」への追加
→大量漏洩による急性中毒のリスクは低い
- ウ. 「適用除外」
 - (ア) バインダーにより固形化された物その他のRCF等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務
(当該物の切断、穿孔、研磨等のRCF等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。)
 - (ウ) 「RCF等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物」とは、
バインダーの使用又は熱処理加工により発じん防止処理がされた成形品及びペースト状の湿潤化されたRCF等の製剤をいうこと。
また、一定の形状を保つよう加工がされた製品であれば、その製品自体を切断・研磨等、粉じんが発散するおそれのある取扱いを行わない限り、適用除外業務に該当すること。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

エ. 「特定化学物質作業主任者」の選任及び職務

→特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任

オ. 「作業環境測定」の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存

カ. 「特別管理物質」への追加

→「作業場内掲示」

「作業記録の作成及び記録の30年間保存」

「特殊健康診断の結果の記録の30年間保存並びに記録の提出」の対象となる。

キ. 「RCFに係る措置」

RCF等を製造し、又は取り扱う作業を行う場合には、以下の措置を事業者¹に義務付ける。

① 当該作業を行う作業場の床等は、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上掃除すること。

② 以下のアからウまでの作業に労働者を従事させるときは、呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させるとともに、RCF等の粉じんの他の作業場への飛散を防止するため、RCF等を塗布し、注入し、又は張り付けた物に覆いを設ける等の措置を講ずること。

ア RCF等を切断、穿孔、研磨し、張り付ける等の作業

イ RCF等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の補修の作業

ウ RCF等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体、破砕等の作業

③ ②ウの作業に労働者を従事させるときは、RCF等の粉じんを湿潤な状態にする等の措置を講じ、また、当該作業を行う作業場所に、RCFの切りくず等を入れるための蓋のある容器を備えることを義務付ける。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

キ. 「RCFに係る措置」

- (ア) 二次発じんを防止するための措置を規定した。特に発じんのおそれが高い、
 - ・ RCF等を窯、炉等に張り付けること等の断熱又は耐火の措置を講ずる作業
 - ・ 又はRCF等を用いて断熱又は耐火の措置を講じた窯、炉等の補修、解体、破砕等の作業に労働者を従事させるときは、
当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の措置を規定したこと。
- (イ) 作業場の床等（窓枠、棚を含む）を水洗等によって容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。
- (ウ) 水洗等には超高性能(HEPA)フィルター付の真空掃除機が含まれる。
- (オ) 「窯、炉等の補修の作業」及び「窯、炉等の解体、破砕等の作業」には、RCF等にばく露するおそれのない窯、炉等における作業は含まれないものであること。
- (カ) 「それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること」とは、例えば、
作業場所をビニールシート等で覆うこと等により、
RCF等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにするものであること。
- (キ) 「隔離することが著しく困難である場合」の「必要な措置」には以下のものが含まれる。
 - ① **RCF粉じん**にばく露するおそれがある作業場所において作業に従事する労働者に**(ク)に掲げる呼吸用保護具を含む適切な呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を着用させること**
 - ②可能な場合にあつては、RCFを湿潤な状態とすること

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

キ. 「RCFに係る措置」

→ (ク) 「有効な呼吸用保護具」とは、

100以上の防護係数が確保できるものであり、具体的には、

粒子捕集効率が99.97%以上の全面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具、

粒子捕集効率が99.97%以上の半面形の面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、漏れ率が1%以下（電動ファン付き呼吸用保護具の規格平成26年厚生労働省告示第455号）で定める漏れ率による等級がS級又はA級）であって、

(ケ)の方法により、労働者ごとに防護係数が100以上であることが確認されたもの

→ (ケ) 当該労働者に初めて使用させるとき及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、日本工業規格T8150で定める方法により防護係数を求めることにより行うこと。

なお、事業者は、当該確認を行ったときは、労働者の氏名、呼吸用保護具の種類、確認を行った年月日及び防護係数の値を記録し、これを30年間保存すること。

→ (コ) 「作業衣」は粉じんの付着しにくいものとする。

また、「保護衣」は、日本工業規格 T8115に定める規格に適合する浮遊固体粉じん防護用密閉服が含まれる。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について (平成27年9月30日付け基発0930第9号)

(3) 経過措置:

- ア. 計画の届出に関する経過措置：
設備（発散抑制措置）等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成28年1月31日までの間（施行後3月）に行う場合には、計画の届出を要しない。
- ウ. 第2類物質の製造等に係る設備に関する経過措置：
現に存するものについては、平成28年10月31日までの間（施行後1年間）は、適用しない。
- キ. 床に関する経過措置：平成28年10月31日までの間（施行後1年間）

(4) その他:RCFに関する粉じん則等の適用

RCFは、鉱物(人工物を含む。)の一種であること、また、耐火物として使用される場合があることから、RCF等を製造し、又は取り扱う業務のうち一部の業務については、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)別表第1に規定する「粉じん作業」及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)別表に規定する「粉じん作業」に該当する場合があること。

このため、このような業務については、今回の改正政省令の規定に加えて、粉じん則並びにじん肺法(昭和35年法律第30号)及びじん肺法施行規則の規定が適用されること。